

長崎すて木な家づくりの会専用積立定期預金

令和3年7月12日現在

商 品 名	「長崎すて木な家づくりの会」専用積立定期預金[複利確定日自継型]	
販 売 対 象	個人のお客さまで「長崎すて木な家づくりの会」から住宅を新築・購入する方へ限定販売。	
契 約 期 間	1年3ヶ月以上40年3ヶ月以内(据置期間3ヶ月を含む積立期間40年まで)	
預 入		
(1)預 入 方 法	契約の際に積立期間、預入日、預入回数1回の預入額を定めておき、毎月普通預金口座から自動振替により預入れます。なお振替口座は、長崎すて木な家づくりの会専用住宅ローンをご利用の方は、当該住宅ローン返済用口座からとします。※毎月の積立以外に、任意の預入れまたはボーナス分の積立も併用して預入れできます。	
(2)預 入 金 額	1,000円以上	
(3)預 入 単 位	1,000円単位	
払 戻 方 法	(1)満期日以降に一括して払戻します。 (2)積立明細ごとに、満期日前に払戻することもできます。	
利 息		
(1)適 用 金 利	固定金利 ※各積立明細について、積立明細ごとにその預入日から満期日(または継続日)までの期間に応じたスーパー定期預金および自由金利型期日指定定期預金の店頭表示利率を適用します。※「長崎家づくりの会」専用住宅ローンのご利用者様は、契約時の店頭金利に+0.002%金利上乗せでお預かりいたします。	
(2)利 払 方 法	満期日以降に一括して支払います。	
(3)計 算 方 法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で6ヵ月ごとの複利計算。	
税 金	個人のお利息には、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受け取りになるお利息には復興特別所得税が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。)	
手 数 料	—	
付加できる特約事項	個人の方はマル優の取扱いができます。	
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、積立明細毎の預入日(利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日)から解約日の前日までの期間に応じた次の利率により計算した利息とともに払い戻します。 <スーパー定期預金利率適用部分>	
	預入期間	適用利率
	6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
	6ヶ月以上1年未満	約定利率×50%

	<p><自由金利型期日指定定期預金利率適用部分></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヶ月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヶ月以上</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	預入期間	適用利率	6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%	1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%	1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%	2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%	2年6ヶ月以上	約定利率×90%
預入期間	適用利率														
6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率														
6ヶ月以上1年未満	約定利率×40%														
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×50%														
1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×60%														
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×70%														
2年6ヶ月以上	約定利率×90%														
金利情報の入手方法	金利は店頭の金利表示用モニターまたは、店頭備え付けの金利表示ボードおよび窓口へご照会ください。														
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p>														
その他参考事項	満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。														
重要事項について	自動振替で引落し口座の残高が振替金額に満たない場合は、通知することなくその日の振替を行いません。														
預金保険について	<p>預金保険制度の付保対象商品です。</p> <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>当金庫に複数の口座がある場合は、決済用預金を除きそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。</p>														